

自転車走行環境整備済路線（令和6年度末）

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同様発行の2万5千分の1
（原図番号：平25補1、原25-0579号）を使用した。

自転車専用通行帯（自転車レーン）



自動車が通行する車線の左端に自転車専用の車線を設置します。
道路交通法上、「普通自転車専用通行帯」といいます。
自転車レーンは、**自転車専用の通行帯**となりますので、原則、**自動車や原付バイクは通行することはできません**。

車道混在型



車道の左端に自転車の通行位置・進行方向を示す矢羽根マークを路面に表示します。
自動車と自転車が同じ車線内を通行するため、自動車を運転する方へ青色の路面標示により注意喚起しています。

整備形態

